

事 務 連 絡
平成 28 年 12 月 5 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 伊藤 淳
〔 公 印 省 略 〕

「i-Construction 推進コンソーシアム」の会員公募について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」を推進するため、様々な分野の産学官が連携して、I o T・人工知能（A I）などの革新的な技術の現場導入や、3次元データの活用などを進めることで、生産性が高く魅力的な新しい建設現場を創出することを目的として、来年1月に標記コンソーシアムを設立する予定となっております。

当該コンソーシアムの会員の募集については、個別企業を含め広く一般公募で行われており、今般、国土交通省から当会に対し、関係者に対する幅広い情報提供につき協力依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、当会においては、当該コンソーシアムの会員となり、情報収集及び必要な提言等を行っていく予定です。

敬具

【国土交通省 報道発表HPアドレス】

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000372.html

【担当】事業部 山川 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigy@zenken-net.or.jp



平成28年11月25日
大臣官房技術調査課

「i-Construction 推進コンソーシアム」の会員公募を開始します。

国土交通省では、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」を推進するため、様々な分野の産学官が連携して、IoT・人工知能（AI）などの革新的な技術の現場導入や、3次元データの活用などを進めることで、生産性が高く魅力的な新しい建設現場を創出することを目的として1月に設立予定のコンソーシアムにおいて、一緒に活動して頂ける会員の公募を開始します。

○コンソーシアムの会員は、建設分野の業界団体・企業や、IoT関連（AI・ビッグデータなど）、ロボット、金融、情報通信等の分野の企業やベンチャー、地方自治体の方など、幅広く産学官からなる会員で連携を図っていきます。

【公募概要】

1. 公募期間 : 11月25日（金）～
2. 申込方法 : 以下のHPより登録願います。

（HPアドレス）http://www.mlit.go.jp/tec/tec_mn_000008.html

【説明会】

公募に関する説明会を行いますので、参加希望の方は、登録をお願いします。
詳細は上記HPを参照願います。

（参考）

i-Construction 推進コンソーシアム（準備会）資料

i-Construction 委員会報告書

（HPアドレス）http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000028.html

問い合わせ先

大臣官房 技術調査課

環境安全・地理空間情報技術調整官 TEL：03-5253-8111 吉岡（内線 22304）

課長補佐 山口（内線 22343）

夜間直通：03-5253-8125 FAX：03-5253-1536

i-Construction 推進コンソーシアム 規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本コンソーシアムの名称は「i-Construction 推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

（目的）

第2条 コンソーシアムは、調査・測量から設計・施工・維持管理までのあらゆるプロセスで ICT 等を活用して建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」を推進するため、様々な分野の産学官が連携して、IoT・人工知能（AI）などの革新的な技術の現場導入や、3次元データの活用などを進めることで、生産性が高く魅力的な新しい建設現場を創出することを目的とする。

（事業）

第3条 コンソーシアムは前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 最新技術の現場導入のための新技術発掘や企業間連携促進
- 2 3次元データ利活用促進のためのデータ標準やオープンデータ化
- 3 i-Construction の海外展開
- 4 その他、i-Construction の推進に資する取り組み

第2章 会員

（会員）

第4条 コンソーシアムの目的及び事業に賛同する企業、団体、有識者、関係府省庁、地方公共団体等を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- 一 法人会員 コンソーシアムの目的に賛同する企業又は団体
- 二 有識者会員 コンソーシアムの目的に賛同する大学・研究機関・学会等に属する個人
- 三 行政会員 コンソーシアムの目的に賛同する行政団体

（入会）

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得て会員になることができる。

（会費）

第6条 コンソーシアムの会費は総会の承認をもって別に定める。

（退会）

第7条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に

届け出なければならない。

2 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

一 役員等（会員が個人である場合にはその者を、会員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あ

るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第3章 役員

（役員）

第8条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長1名

（会長及び副会長）

第9条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

（任期）

第10条 役員任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

（報酬）

第11条 役員はいずれも無報酬とする。

第4章 組織

（総会）

第12条 コンソーシアムに総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成し、年一回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 3 総会は、コンソーシアムの事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。
- 4 総会は、会長、副会長を選任する。
- 5 総会は、執行機関たる企画委員会の構成員として企画委員を選任する。
- 6 総会は、会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
- 7 総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む。）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 8 総会は、会長が招集し、議長を務める。

（企画委員会）

第13条 コンソーシアムに執行機関として企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、総会において選任された企画委員により構成する。
- 3 企画委員会は、コンソーシアム全体の事業計画及び事業報告、予算及び決算、専門ワーキング・グループの設置等コンソーシアムの運営に関する重要事項を審議し、決定する。
- 4 企画委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
- 5 企画委員会の議事は、出席企画委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 企画委員会は、会長又は会長が指名する企画委員が委員長を務める。
- 7 会長又は会長が指名する企画委員は、必要があると認めるときは、企画委員会に委員以外の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

（ワーキング・グループ）

第14条 総会又は企画委員会は第3条の事業を行うため、必要に応じてワーキング・グループを設置することができる。

- 2 ワーキング・グループは、その活動の円滑な推進を図るため、費用の負担、方針の決定その他について自ら規定を定めることができる。

（事務局）

第15条 コンソーシアムの庶務は、国土交通省大臣官房技術調査課が行う。

（雑則）

第16条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、企画委員会において定める。

付則 この規約は、平成28年〇月〇日より施行する。

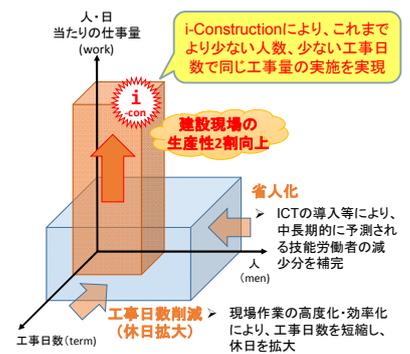
i-Construction推進コンソーシアム

i-Construction推進コンソーシアム

調査・測量から設計・施工・維持管理までのあらゆるプロセスでICT等を活用して建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」を推進するため、様々な分野の産学官が連携して、IoT・人工知能（AI）などの革新的な技術の現場導入や、3次元データの活用などを進めることで、生産性が高く魅力的な新しい建設現場を創出することを目的として、i-Construction推進コンソーシアムを設立します。

コンソーシアムは前項の目的を達成するため、最新技術の現場導入のための新技術発掘や企業間連携促進、3次元データ利活用促進のためのデータ標準やオープンデータ化、i-Constructionの海外展開など、i-Constructionの推進に資する取り組みを行います。

【生産性向上イメージ】



i-Construction推進コンソーシアム

- ◆ コンソーシアムの会員は民間企業、有識者、行政機関などを広く一般から公募
- ◆ 産学官協働で各ワーキングを運営（※国土交通省（事務局）が運営を支援）

企画委員会（準備会を改称：全体マネジメントを実施）

技術開発・導入WG

最新技術の現場導入のための新技術発掘や企業間連携の促進方を検討

3次元データ流通・利活用WG

3次元データを収集し、広く官民で活用するため、オープンデータ化に向けた利活用ルールやデータシステム構築に向けた検討等を実施

海外標準WG

i-Constructionの海外展開に向けた国際標準化等に関する検討を実施

一般公募(会員)



支援

国土交通省：事務局、助成、基準・制度づくり、企業間連携の場の提供など

i-Construction推進コンソーシアムの体制

[入会案内・申込のページへ](#)

[説明会の案内のページへ](#)

※ i-Construction推進コンソーシアムの当サイトをホームページにリンクして頂ける企業・団体を募集しています。リンクして頂ける方は、バナーをお送り致しますので下記までご連絡ください。

国土交通省大臣官房技術調査課 i-Construction推進コンソーシアム事務局（担当：土橋、山口）
 TEL：03-5253-8125（受付時間：平日10：00～12：00、13：00～17：00）
 E-mail：i-Con_consortium@mlit.go.jp

技術開発・導入WG

【目的】 最新技術の現場導入のための新技術発掘や企業間連携を促進

主な取組内容

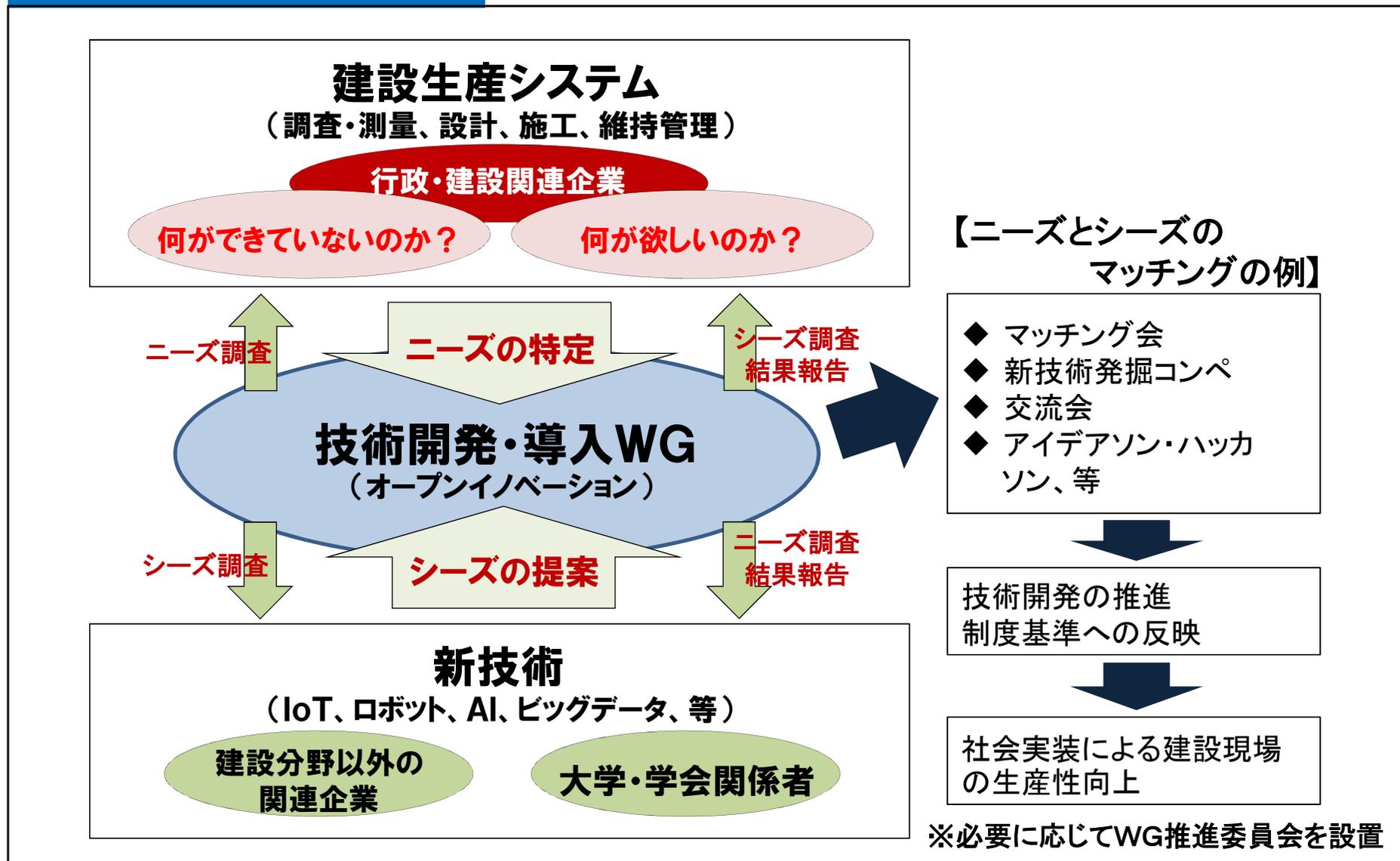
- 企業間連携の場の提供
 - ・行政ニーズや現場ニーズ、技術シーズの抽出
 - ・ニーズとシーズのマッチング
- 技術開発の促進
 - ・国等が指定するテーマに基づく技術開発
 - ・企業間で技術開発された有用な技術の普及拡大 等
- 社会実装に向けた制度基準の課題と対応

国による支援

- 研究開発に係る助成
 - 社会実装へ向けた制度基準への反映
 - 情報発信の場の提供
- NETIS(新技術情報提供システム) 等

社会実装により、建設現場の生産性向上を目指す。

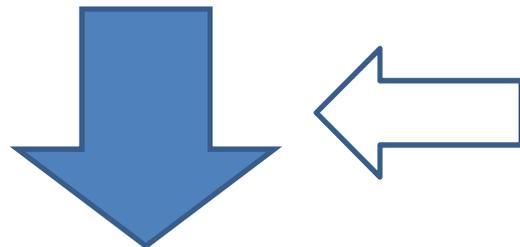
WGの活動イメージ



【目的】 3次元データの利活用促進のためのデータ標準やオープンデータ化

主な取組内容

- 3次元データの集積・利活用のためのルール構築
 - ・建設生産システムに必要な3次元データの内容
 - ・データ標準(データ交換仕様)
 - ・セキュリティー対策
- オープンデータ化
 - ・オープン/クローズの範囲、公開方法の検討
- 3次元データ共有プラットフォームの構築・官民連携による運営管理



国による支援

- 3次元データ利活用に向けた制度・基準への反映

シームレスな3次元データ利活用環境整備、オープンデータ化による新たなビジネス創出

3次元データの利活用促進のためのプラットフォーム構築(イメージ)

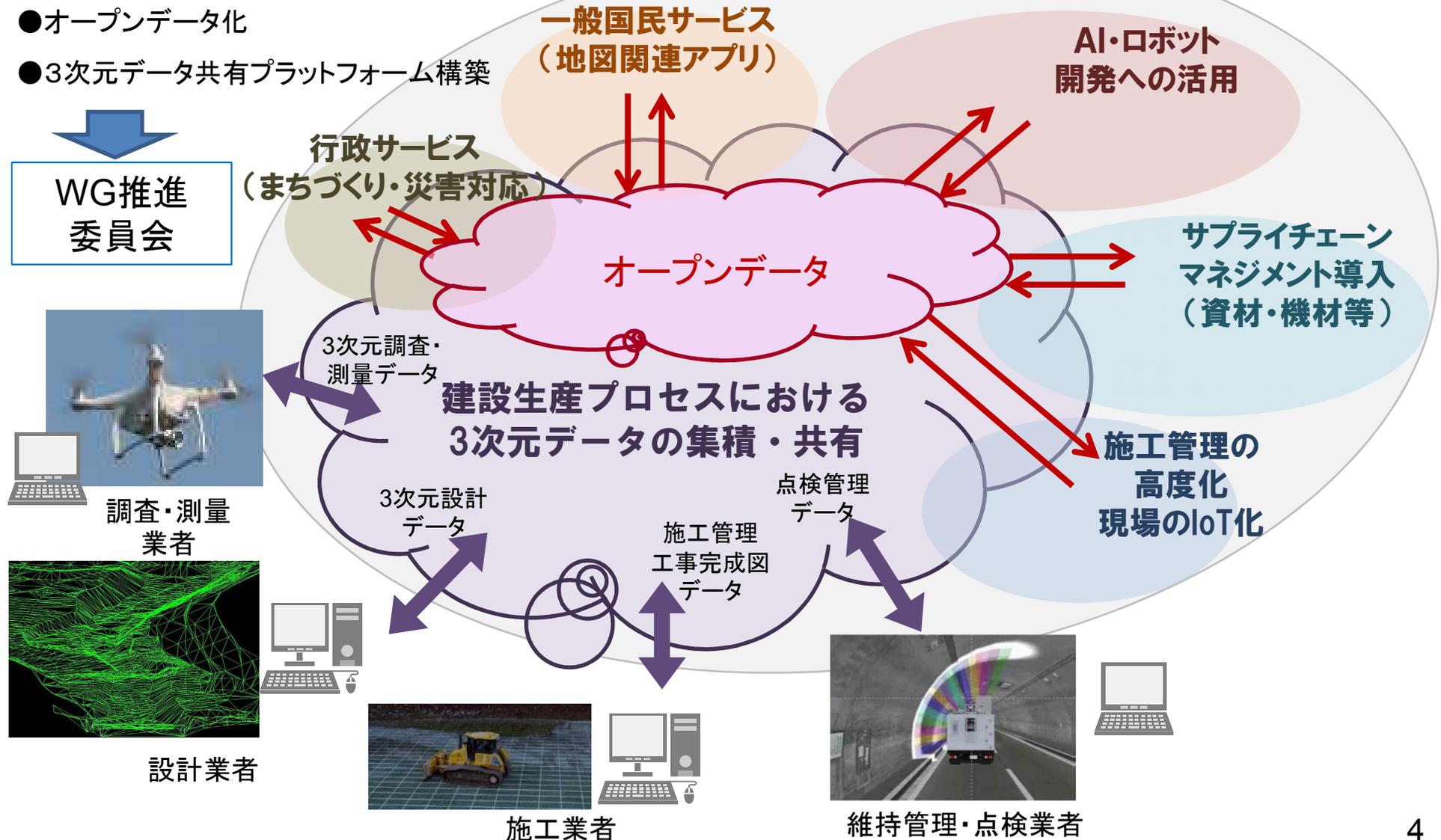
検討項目

- 3次元データの集積・利活用ルール構築
- オープンデータ化
- 3次元データ共有プラットフォーム構築



WG推進
委員会

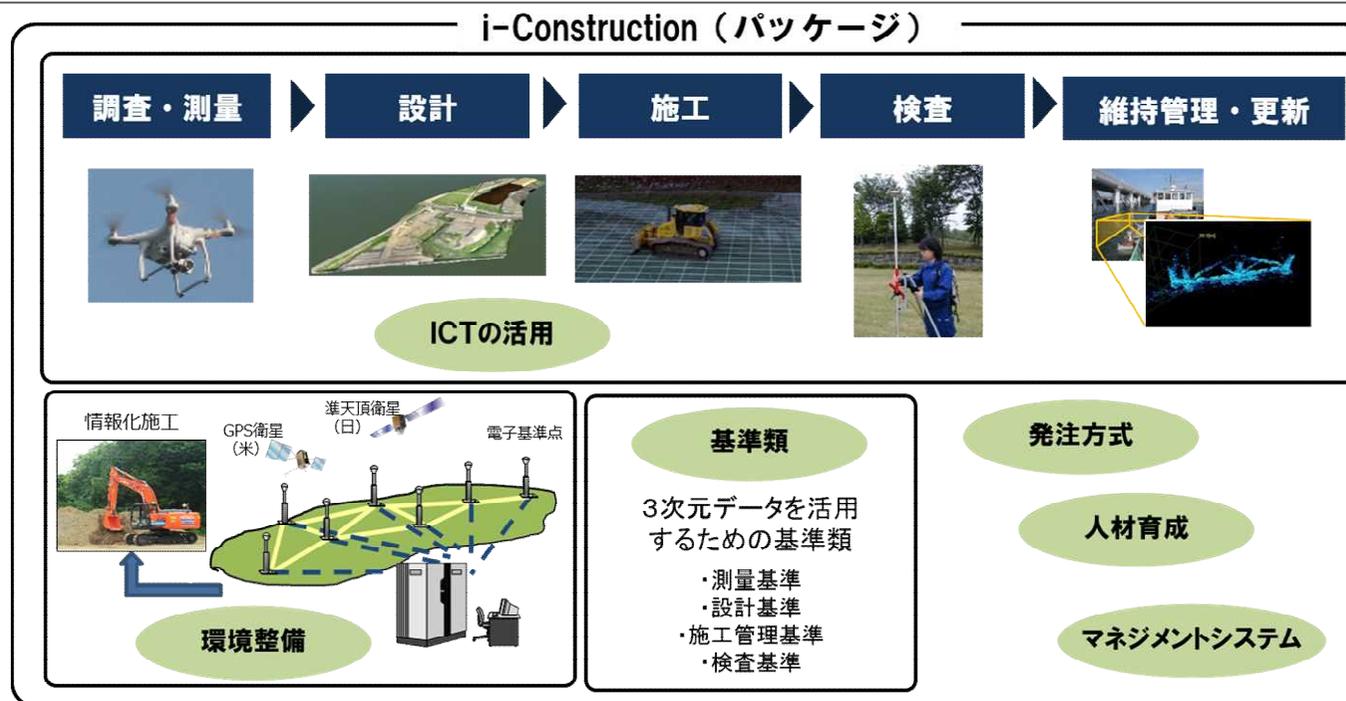
3次元データの共有と利用拡大



【目的】 i-Constructionの海外展開方策を検討

主な取組内容

- 国際標準化・パッケージ化等海外展開の方策の検討
 - ・i-Constructionに関する基準類の国際標準化の動向の把握
 - ・i-Constructionで構築したICT、マネジメントシステム、発注方式、検査方式等のパッケージ化の検討 等



i-Constructionをパッケージ化し海外展開